特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

定　款

これは当法人の定款である。

２０２５（令和７）年 ５ 月 ２７ 日

特定非営利活動法人東京ゲートボール連合

代表理事・理事長　　小　泉　教　章

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は，特定非営利活動法人東京ゲートボール連合といい，英文名をＴＯＫＹＯ　ＧＡＴＥＢＡＬＬ　ＵＮＩＯＮ（略称・ＴＧＵ）という。

（事務所）

第２条　この法人は，主たる事務所を東京都国分寺市南町２丁目１８番３号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は，東京都におけるゲートボールの普及を図り，もって地域住民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健，医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　スポーツの振興を図る活動

(3)　国際協力の活動

(4)　子どもの健全育成を図る活動

(5)　まちづくりの推進を図る活動

(6)　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

(1)　ゲートボールの普及及び指導

(2)　ゲートボール指導者の養成

(3)　ゲートボール審判員の養成

(4) ゲートボールに関する講習会，研究会の開催

(5) 都内各地域でのゲートボール大会の開催及び各種大会の主催，主管，後援

(6) ゲートボール大会で他団体が開催する大会への選手派遣

(7) ゲートボールに関する機関紙，刊行物の発行及び物品の販売

(8) ゲートボール活動を行う団体への助成事業

(9) その他，この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会　　員

（種別）

第6条 この法人の会員は，次のとおりとし，正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 準 会 員　この法人の目的に賛同した青少年の団体及び個人

2 この法人は，理事会が別に定める規則において前項各号以外の会員を置くことができる。

（入会）

第7条 正会員の入会については，特に条件を定めない。

2 前条に定める会員として入会しようとするものは，理事長が別に定める入会申込書により，理事長に申し込むものとする。

3 理事長は，前項の申し込みがあったとき，正当な理由がない限り，入会を認めなければならない。

4 理事長は，第2項のものの入会を認めないときは，速やかに，理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は，理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

(1)　退会届を提出したとき。

(2)　本人が死亡し，若しくは失踪宣告を受け，又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は，理事長が別に定める退会届を理事長に提出して，任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　正会員，準会員が次の各号の一に該当するに至ったときは，総会の議決により，これを除名することができる。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により，会員を除名しようとする場合は，議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）

第１２条　既納の会費は，返還しない。

第４章　役　　員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　　事　　３名以上７０名以内

(2)　監　　事　　１名以上２名以内

２　理事のうち，次の役職を置くことができる。

(1) 理 事 長　　1名

(2) 副理事長　　4名以内

(3) 常任理事　20名以内

3　本条第1項に定める理事の種別は以下のとおりとし，それぞれの定員は設けないこととする。

(1) 加盟団体推薦理事

(2) 学識経験理事

（選任等）

第14条　理事及び監事は，総会において選任する。

2　理事長，副理事長及び常任理事は，理事の互選とする。

3　役員のうちには，それぞれの役員について，その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ，又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条の各号のいずれかに該当する者は，この法人の役員になることができない。

5　監事は，理事及び名誉役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長及び副理事長は，この法人を代表し，その業務を総理する。

2　理事長及び副理事長以外の理事は，法人の業務について，この法人を代表しない。

3　理事長は，理事会を代表し，業務を統括する。

4　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは，理事長があらかじめ指名した順序によって，その職務を代行する。

5　常任理事は，理事長，副理事長を補佐し，理事会の議決に基づき，日常の業務を執行する。

6　理事は，理事会を構成し，この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づ

き，この法人の業務を執行する。

7　監事は，次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には，総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について，理事に意見を述べ，若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

2　前項ただし書きによる再任は，理事長及び副理事長について原則として１０年を超えないものとする。

3　補欠のため，又は増員によって就任した役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

5　第１項の規定にかかわらず，任期満了前に，総会において後任の役員が選任された場合には，当該総会が終結するまでを任期とし，また，任期満了後後任の役員が選任されていない場合には，任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち，その定数の３分の１を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは，総会の議決により，これを解任することができる。

(1)　心身の故障のため，職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は，議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員報酬は一切支給しない。ただし，旅費等の実費は支給することができる。

２　役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。

（会長，副会長等）

第２０条　この法人に役員の他，会長，副会長を置くことができる。

２　会長及び副会長は，常任理事会の推薦を経て，理事会で議決を得たものに理事長が委嘱する。

３　会長及び副会長は，常任理事会，理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

４　第１６条（任期等）の規定は，会長及び副会長にも準用する。

５　上記のほか，常任理事会の推薦を経て，理事会の議決により，役員の他，名誉役員を置くことができる。

第５章　会　　議

（種別）

第２１条　この法人の会議は，総会及び理事会，常任理事会の３種とする。

２　総会は，定期総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２２条　総会は，正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２３条　総会は，以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び予算並びにその変更

(4)　事業報告及び決算

(5)　役員の選任又は解任，職務及び報酬

(6)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7)　事務局の組織及び運営

(8)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２４条　通常総会は，毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め，招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第７項第４号の規定により，監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第２５条　総会は，前条第２項第３号の場合を除き，理事長が招集する。

２　理事長は，前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは，その日から７日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２６条　総会の議長は，その総会において，出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２７条　総会は，正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２８条　総会における議決事項は，第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は，この定款に規定するもののほか，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において，社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は，平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し，又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は，第２７条，第２８条第２項，第３０条第１項第２号及び第５１条の適用については，総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について，特別の利害関係を有する正会員は，その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第３０条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては，その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が記名押印又は，署名しなければならない。

3 前２項の規定に関わらず，正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより，総会の決議があったとみなされた場合においては，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第３１条 理事会は，理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３２条 理事会は，この定款で定める事項のほか，次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３３条 理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第７項第５号の規定により，監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３４条　理事会は，理事長が招集する。

２　理事長は，前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは，その日から７日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３５条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第３６条　理事会における議決事項は，第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は，理事総数の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３７条　各理事の表決権は，平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は，第３６条第２項及び第３８条第１項第２号の適用については，理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について，特別の利害関係を有する理事は，その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３８条　理事会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数，出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては，その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が記名押印又は，署名しなければならない。

（常任理事会）

第３９条 常任理事会は，次項の場合を除き，理事会の規定を準用する。この場合，「理事会」は「常任理事会」，「理事」は「常任理事」，「総会」は「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 常任理事会は，第３３条及び第３４条の規定にかかわらず，緊急を要する事項で理事会に諮る余裕のないときに理事長が招集し，その議決については，次の理事会において承認を得なければならない。

第６章 資　　産

（構成）

第４０条 この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（区分）

第４１条 この法人の資産は，特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第４２条　この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。

第７章　会　　計

（会計の原則）

第４３条　この法人の会計は，法第２７条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

（会計の区分）

第４４条　この法人の会計は，特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第４５条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４６条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は，毎事業年度ごとに理事長が作成し，総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４７条　前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は，新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第４８条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは，総会の議決を経て，既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４９条　この法人の事業報告書，活動計画書，貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は，毎事業年度終了後，速やかに，理事長が作成し，監事の監査を受け，総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは，次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第５０条　予算をもって定めるもののほか，借入金の借入れその他新たな義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更，解散及び合併

（定款の変更）

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経，かつ，法第２５条第３項に規定する事項については，所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは，所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第５２条　この法人は，次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは，正会員総数の４分の３

以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは，所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は，他の特定非営利活動法人又は民法第３４条の規定により設立された法人で，ゲートボールの普及を目的とする法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは，総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経，かつ，所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに，官報に掲載して行う。ただし，法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については，内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第１０章　事　務　局

（事務局の設置）

第５６条　この法人に，この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。

2　事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５７条　事務局長及び職員の任免は，理事長が行う。

（組織及び運営）

第５８条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，理事

長が別に定める。

第１１章　雑　　則

（細則）

第５９条　この定款の施行について必要な細則は，理事会の議決を経て，理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は，この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は，別表の通りとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は，第１６条第１項の規定にかかわらず，成立の日から翌年度の最初の総会までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は，第４４条の規定にかかわらず，この法人の成立の日から平成１４年３月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は，第４５条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の会費は，第８条に準ずる。

７　この法人の定款は，平成２９年５月１９日の定期総会にて一部改正し，平成３１年３月１５日から施行する。

８　この法人の定款は，令和２年７月１日の定期総会にて一部改正し，令和２年１２月１日から施行する。

９　この法人の定款は、令和７年５月２７日の定期総会にて一部改正し、即日施行する。

別表

役 員 名 簿

特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

	役名	フリガナ 氏　　名	備 考
1	理事	オノ キヨコ 小野清子	会 長
2	理事	ヨシオカ ユキオ 吉岡 行雄	副会長
3	理事	ニシカワ ホウシン 西川 芳神	副会長
4	理事	セキヤ モリオ 関谷 守男	副会長
5	理事	ニシヤマ ミノル 西山 實	理事長
6	理事	ミヤケ キヨシ 三宅 清	副理事長
7	理事	スガヌマ ダイサク 菅沼 大作	副理事長
8	理事	ヨシムラ「 ケンゾウ 吉村 堅三	常任理事
9	理事	コバヤシ シゲカズ 小林 茂重	常任理事
10	理事	ナカムラ ジロウ 中村 次郎	常任理事
11	理事	カブモト ヤスシ 株本 泰	常任理事
12	理事	イトウ タケオ 伊藤 武雄	常任理事
13	理事	キノミヤ シゲオ 清宮 茂男	常任理事

役 員 名 簿

特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

	役名	フリガナ 氏　　名	備 考
14	理事	アイザワ　アツシ 相澤　篤	常任理事
15	理事	ネギシ キハル 根岸 貴治	常任理事
16	理事	ヤマモト ヨシツグ 山本 義次	常任理事
17	理事	ツチヤ アキヒロ 土屋 孔廣	常任理事
18	理事	コマツダ コウジ 小松田 幸二	常任理事
19	理事	マスジマテルジ 増島 輝次	常任理事
20	理事	ハヤシ　マサオ 林　正男	常任理事
21	理事	イトウ ノリコ 伊藤 徳子	常任理事
22	理事	ヤマモト トシコ 山本 俊子	理 事
23	理事	クニタマ カツサブロウ 國玉 勝三郎	理 事
24	理事	タカハシ クニ 高橋 クニ	理 事
25	理事	ヨシノ　ツヨシ 吉野　毅	理 事
26	理事	ワタナベ ケンイチ 渡邊 憲一	理 事

役 員 名 簿

特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

	役名	フリガナ 氏　　名	備 考
27	理事	シバ　ヒデ 芝　　英	理 事
28	理事	フジワラ ヤスコ 藤原 保子	理 事
29	理事	アダチ ショウイチ 足立 正一	理 事
30	理事	フクダ　アヤコ 福田 綾子	理 事
31	理事	ナガタ タツオ 永田 辰夫	理 事
32	理事	タナカ ミチコ 田中 美知子	理 事
33	理事	タカギ　ミノル 高木　實	理 事
34	理事	サトウ　ヒカル 佐藤　光	理 事
35	理事	クワバラ タツゾウ 桒原 勝三	理 事
36	理事	シライ ナオジ 白井 直次	理 事
37	理事	マエダ ソウイチ 前田 聡一	理 事
38	理事	スズキ　アキラ 鈴木　明	理 事
39	理事	イシカワ ヨシマサ 石川 善正	理 事

役 員 名 簿

特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

	役名	フリガナ 氏　　名	備 考
40	理事	イノウエ ヨシカズ 井上　良和	理 事
41	理事	コバヤシ タケシ 小林　武士	理 事
42	理事	スズキ キミエ 鈴木　きみゑ	理 事
43	理事	マツシタ ヒロシ 松下　廣志	理 事
44	理事	ホリコシ ヒサオ 堀越　久男	理 事
45	理事	ホリ　ミヨコ 堀　美代子	理 事
46	理事	ナガシマ イサム 長島　勇	理 事
47	理事	コウノ カズトシ 河野　一敏	理 事
48	理事	ミズノ カツアキ 水野　勝明	理 事
49	理事	サワイ フミオ 澤井　文男	理 事
50	理事	トキサキ コウエイ 時崎　好栄	理 事
51	理事	イワキ キヨシ 岩城　喜代司	理 事
52	理事	イノセ チョウイチロウ 猪瀬　長一郎	理 事

役 員 名 簿

特定非営利活動法人

東京ゲートボール連合

	役名	フリガナ 氏　　名	備 考
53	理事	ハギュウダ　ショウヘイ 萩生田　正平	理 事
54	理事	ウチノ　ヨシアキ 内野　義秋	理 事
55	理事	ニシハラ　タケハル 西原　竹春	理 事
56	理事	コバヤシ　トミゾウ 小林　十三三	理 事
57	理事	テラウチ　ショウイチ 寺内　昭一	理 事
58	理事	カイセ　ヤスゾウ 貝瀬　安造	理 事
59	理事	タナカ　イサム 田中　勇	理 事
60	理事	ハマノ　ミツル 濱野　満	理 事
61	理事	ヤマグチ　トシオ 山口　壽雄	理 事
62	理事	ハシモト　チョウスケ 橋本　長佐	理 事
63	理事	サトウ　スエオ 佐藤　末男	監 事
64	理事	コンドウ　イサオ 近藤　功	監 事